ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件に係る 弁護士報酬相当額等の損害賠償請求について

「ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件」に係る「弁護士報酬請求訴訟」において、 平成23年12月2日に本市に弁護士報酬相当額1億円の支払いを命じる判決が確定しました。 これを受け、本市は遅延損害金を含め、住民側に1億1,197万2,602円を平成23年12月16日に 支払いました。

住民側に支払ったこの金額のほか、住民訴訟など一連の訴訟追行に要した費用の合計 1億1,785万502円は、談合(不法行為)によって本市に発生した損害であるため、民法第709条及び第719条に基づき、受注業者2社(三菱重工業㈱、JFE エンジニアリンゲ㈱)に対し、連帯して損害賠償すべきものとして、平成24年2月15日に受注業者2社へ請求書を送付しました。

■ 受注業者2社に対する請求項目

項目		金額
弁護士報酬請求訴訟	住民側へ支払った総額	1億1,197万2,602円
	第1審 訴訟追行に要した費用	172万2,900円
	控訴審 訴訟追行に要した費用	205万5,000円
住民訴訟	第1審 応訴に要した費用	52万5,000円
	控訴審 補助参加に要した費用	157万5,000円
合計		1億1,785万502円

また、上記の金額に対する年5分の遅延損害金も合わせて請求しています。

■ 参考

損害賠償請求の根拠(抜粋)

●民法第709条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これに よって生じた損害を賠償する責任を負う。

●民法第719条(共同不法行為者の責任)

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を 賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることが できないときも、同様とする。

【参考資料】

1 住民訴訟 (焼却炉築造工事入札談合事件) の経緯

平成 6年 旭工場 焼却炉築造工事発注(三菱重工業㈱ 受注)

平成 7年 金沢工場 焼却炉築造工事発注 (日本鋼管㈱ (現 JFE エンジニアリング㈱) 受注)

平成12年 7月 原告(住民)は、横浜市、三菱重工業㈱、JFE エンジニアリング㈱を横浜地方

裁判所に提訴

平成18年 6月 横浜地方裁判所は談合行為を認め受注者に損害賠償を命令

9月 本市は控訴審へ補助参加

平成20年 3月 東京高等裁判所は概ね一審判決を支持

平成21年 4月 最高裁判所が被告上告を棄却【住民勝訴確定】

JFE エンジニアリング㈱が損害賠償金を納付

(約28億8千万円(遅延損害金含む。))

平成21年 5月 三菱重工業㈱が損害賠償金を納付

(約14億3千万円(遅延損害金含む。))

※2社合計約43億1千万円を納付

2 弁護士報酬請求訴訟の経緯

平成21年 7月14日 原告(住民)は、弁護士報酬相当額(1億円)の支払いを求め、 本市を横浜地方裁判所に提訴

平成23年 3月25日 第1審判決

【第1審判決の要旨】

被告横浜市は原告(住民)に対し、金1億円及びこれに対する 平成21年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員 を支払え。

平成23年 4月 8日 横浜市は、東京高等裁判所に控訴を提起

11月17日 控訴審判決

【控訴審判決の要旨】

控訴を棄却する。(第1審判決通り)

12月 2日 判決の確定

12月16日 原告(住民)へ判決に基づく金額を支払う。